

指定介護老人福祉施設ながまち荘重要事項説明書

(令和8年8月1日現在)

指定介護福祉施設サービスの提供開始に当たり、山形県 市条例第 59 号に基づいて、重要事項を次のとおり説明します。

1 法人及び事業主体					
区 分		内 容			
法 人	名 称	社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部山形県済生会			
	所 在 地	山形市沖町79番地の1			
	代 表 者	支部長 鈴木 光弘			
	電 話 番 号	023(682)1131			
事 業 所	名 称	指定介護老人福祉施設ながまち荘			
	所 在 地	山形市長町751番地			
	管 理 者	岩崎 勝也			
	事業の種類		介護保険事業所指定番号		入所・ 利用定員
			指定許可年月日	指定許可(更新)年月日	
			更新有効期間		
	施設	介護老人福祉施設	山形県 市0670100734		80人
			平成12年4月1日	令和8年3月17日	
			令和8年4月1日～令和14年3月31日		
		通所介護	山形県 市0670100460		30人
			平成12年1月4日	令和8年3月5日	
			令8年4月1日～令和14年3月31日		
		通所型サービス (従前相応)	令和8年3月5日		
		短期入所生活介護	山形県 市0670100478		20人
			平成12年1月4日	令和8年3月17日	
			令和8年4月1日～令和14年3月31日		
			介護予防短期入所生活介護	令和8年3月17日	
居宅介護支援事業		山形県 市0670100015			
	平成11年8月2日	令和8年3月10日			
	令和8年4月1日～令和14年3月31日				
通常の実施区域	山形市内全域				
電 話 番 号	023(684)2391				
ファクシミリ番号	023(684)2394				
電 子 メ ー ル	nagamachiso@yamagata-saiseikai.org				
項 目		内 容			
2 基本理念					
(1)自立支援介護		元気になっていただく介護を提供します。			
(2)人間尊重		ご利用者様の人権を尊重し、プライバシーの保護に努めます。			
(3)人材育成		質の高いサービスを提供できるよう、研修・研究に励み、専門性の向上に努めます。			
(4)地域福祉拠点		保健、医療関係機関等と連携を図り、地域福祉の向上に努めます。			

3 事業の目的及び施設運営の方針	
(1) 事業の目的	介護老人福祉施設事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の介護職員等が要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護サービス等を提供する。
(2) 施設運営の方針	ア 当施設は、入所者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話、その他生活全般にわたる援助を行う。 イ 事業の実施に当たっては、地域や家族との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
4 施設の概要	
(1) 施設等の種類及び説明	(種類)指定介護老人福祉施設 (説明) ア 「指定介護老人福祉施設」とは、心身上又は精神上著しく障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供する施設です。 イ 入所するためには、介護保険制度における要介護認定を受ける必要があります。
(2) 交通便	ア JR奥羽本線・仙山線 羽前千歳駅下車 徒歩15分 イ 山形交通バス 山形＝楯岡線・山形＝漆山＝天童線・山形＝漆山住宅前 山形＝寺津線① 千歳駅前下車 徒歩10分
(3) 土地、建物の面積等	ア 敷地 9,477.33㎡ イ 建物 3,788.30㎡ 鉄筋コンクリート造り平屋建
(4) 開設日	平成2年7月1日
(5) 居室以外の設備・施設	食堂(東・中央・南談話室)、機能訓練室、特浴室、一般浴室、便所、看護職員室、医務室、静養室、介護職員室、厨房、洗濯乾燥室、汚物室、介護材料室、機械室、仏間、職員更衣室、施設長室、事務室、相談室、会議室
(6) 入所定員	80人
5 入所に関する事項	
(1) 入所の条件	ア 当施設では入所決定過程の透明化・公平性の確保と入所の必要な方が円滑に入所できることを目的とした、山形県老人福祉施設協議会が策定した「山形県特別養護老人ホーム入所指針」により、合議による入所決定を行っております。 イ 入所は、要介護3～5の方については、従前通り取扱いにより「入所判定対象者」を選定。要介護1・2の方が入所を申し込むこと自体を妨げるものではないが、「入所判定対象者」となるためには、「居宅において日常生活を営むことについてやむ得ない事由」が必要です。判断の際には、施設と保険者市町村との間で必要な情報共有等を実施。介護保険の被保険者証でご確認願います。 ウ 入所の場合には、重要事項説明の後、契約書を取り交わして頂きます。 エ 当施設は、医療機関ではありませんので、入院治療を必要とする方は入所できません。
(2) 持ち込み制限	施設に相談ください。
6 介護の場所	
(1) 居室の概要	ア 居室総数 28室 【従来型個室】 個室(13.50㎡) 8室 1人当たり13.50㎡ 【多床室】 2人部屋(24.09㎡) 4室 1人当たり11.23㎡ 4人部屋(43.80㎡) 16室 1人当たり10.14㎡ イ 空室状況は、施設に直接ご確認ください。
(2) 居室の決定	本人のご希望と部屋の空き状況により、決定させていただきます。又、本人の心身の状況により、居室を変更する場合があります。

7 入所者の状況					
(1) 入所者数	令和8年8月1日現在 80人				
(2) 平均年齢	86.5歳				
(3) 平均入所年数	3年				
8 職員の職種・員数及び職務内容					
(1) 職種別	職種	員数	指定基準	摘要	
	管理者	1人	1人		
	医師	1以上	必要数	内科・整形外科 精神科・歯科	
	生活相談員	1人以上	1人	短期兼務	
	介護職員	23人以上	27人		
	看護職員	4人以上			
	管理栄養士	1人	1人	短期兼務	
	機能訓練指導員	1人	1人	短期兼務	
	障害者生活支援員	1人	1人		
	介護支援専門員	1人以上	1人		
	事務職員	1人以上	—		
	管理員	1人以上	—		
	その他 ※運規のように人数変更	1人以上	—		
	計	39人	33人		
	※夜警業務、洗濯・清掃業務は業務委託契約を行っています。				
(2) 職務内容	管理者	ながまち荘の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。			
	医師	利用者の健康の状況に注意し、健康保持のための適切な処置を行う。			
	生活相談員	利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、その相談に応じ、必要な助言・援助を行うとともに、自らも日常生活上の世話等を行う。			
	介護職員	必要な日常生活上の直接処遇業務を行う。			
	看護職員	利用者の健康の状況に注意し、必要に応じ健康保持のための処置を行う。			
	管理栄養士	献立の作成、給食材料の調達及び食事摂取状況の把握等並びに調理業務の指導及び衛生管理を行う。			
	機能訓練指導員	利用者の心身の状態に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。			
	障害者生活支援員	利用者の障害に応じて、適切な生活支援を行います。			
	介護支援専門員	施設サービス計画の作成に関する業務を行う。			
	事務職員	必要な事務を行う。			
	管理員	施設・設備管理、利用者の送迎に関する自動車の運転業務等を行う。			
	その他	洗濯、清掃、施設等の巡視等の業務を行う。			
(3) 職員の勤務体制	勤務形態	始業時間	終業時間	休憩時間	
	早出	7：00	16：00	10：15～10：30、12：15～13：00	
		8：00	17：00		
	平常	8：30	17：30	13：00～13：45、17：00～17：15	
		9：00	18：00		
	遅出	9：45	18：45		
		10：00	19：00		
夜勤	16：00	10：00	24：00～2：00 又は 2：00～4：00		
(4) 夜間時の職員体制	介護職員4人（短期入所含む）				

(5)職員の専門資格取得の状況	主任介護支援専門員 1 人、介護支援専門員 7 人、介護福祉士 29 人、社会福祉士 4 人、精神保健福祉士 1 名、社会福祉主事 6 人、看護師 6 人、准看護師 1 人、管理栄養士 1 人、作業療法士 1 人
(6)機能訓練に係る専門職員の有無等	有(機能訓練指導員) 日常生活の全てが、心身の機能後退を防ぐよう努力します。 機能訓練については、山形済生病院の整形外科医の処方指示を受け、機能訓練指導員による入所者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
(7)障害者生活支援に係る専門職員の有無等	有(障害者生活支援員) 視覚、聴覚、若しくは言語機能に重度の障害のある方又は重度の知的障害、精神障害のある方に対して、適切な生活の支援を行います。
(8)栄養士の配置状況	(管理栄養士 1 名) 献立の作成、給食材料の調達及び食事摂取状況の把握等の業務に従事し、調理の業務並びに衛生管理を行うほか、医師・介護支援専門員等と共同し、利用者ごとの栄養ケア計画を作成し、これに基づく栄養ケアマネジメントを実施します。
9 認知症への対応	
(1)認知症への対応	認知症の場合も施設内で対応しますが、本人の状況に応じて、居室を変更する場合があります。なお、認知症になられても、拘束、抑制することはありません。ただし、利用者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するために、緊急止むを得ない場合はその限りではありません。
(2)契約上の取扱い	他の入所者の生活又は健康に重大な影響を及ぼし、通常の介護方法では、これを防止できないなど、契約上の信頼関係を著しく害するような場合に限り、契約を解除する場合があります。
10 看取りへの対応	
ながまち荘では終末期の対応も行っております。医療対応としては不十分な面もありますが、嘱託医師・生活相談員・看護職員・介護職員・機能訓練指導員・管理栄養士等多種職連携により対応しております。入所者、ご家族等の意向を踏まえながら対応いたしますので、いつでもご相談ください。 ・看取りに関する指針を策定し、入所の際に、入所者、家族等へ説明と同意を得ています。 ・看取りに関する職員研修を行っています。 ・看取りのための個室を確保しています。	
11 入退所の手続き	
(1)入所	・所定の申込書に必要事項を記入してお申し込みください。居室に空きがあれば入所いただけますが、入所待機者がいる場合は、ご本人やご家族の状況等を勘案し、「入所順位調整会議」における判定により入所決定をいたします。 ・居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に担当の介護支援専門員とご相談ください。
(2)退所	・退所される場合は、退所を希望する日の 30 日前までにお申し出ください。 ・入院期間が連続で 3 ヶ月を超えるような場合や 3 ヶ月を超えることが想定される場合には契約を解除する場合があります。 ・利用料金の未払いが 3 ヶ月以上継続している場合は、契約を解除になる場合があります。契約を解除する場合には、他施設の紹介等ご相談に応じます。 ・利用者が要介護認定の更新で非該当（自立）又は要支援と認定された場合、特例入所要件に該当しない場合には、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。

ア
介護保険給付対象サービス料金

12 提供するサービスと費用

(1)介護保険給付の利用料金及び対象となる主なサービス

介護保険給付の料金となります。
介護保険負担割合証の割合により、下記の金額をご負担いただきます。

I 介護福祉施設サービス料金

【従来型個室・多床室】介護福祉施設サービス費（Ⅰ）（Ⅱ）

≪ 1 割負担 ≫ (単位：円)

介護度	介護費	加算						利用料 1 日	利用料 30 日
		日常生活 継続支援 (Ⅰ)	看護体制 (Ⅰ.Ⅱ) □	夜勤職員 配置 (Ⅲ) □	個別機能 訓練 (Ⅰ)	精神科医 療養指導	障害者生 活支援体 制 (Ⅰ)		
要介護 1	589 円	36 円	12 円	16 円	12 円	5 円	26 円	696 円	20,880 円
要介護 2	659 円							766 円	22,980 円
要介護 3	732 円							839 円	25,170 円
要介護 4	802 円							909 円	27,270 円
要介護 5	871 円							978 円	29,340 円

≪ 2 割負担 ≫ (単位：円)

介護度	介護費	加算						利用料 1 日	利用料 31 日
		日常生活 継続支援 (Ⅰ)	看護体制 (Ⅰ.Ⅱ) □	夜勤職員 配置 (Ⅲ) □	個別機能 訓練 (Ⅰ)	精神科医 療養指導	障害者生 活支援体 制 (Ⅰ)		
要介護 1	1,178 円	72 円	24 円	32 円	24 円	10 円	52 円	1,392 円	41,760 円
要介護 2	1,318 円							1,532 円	45,960 円
要介護 3	1,464 円							1,678 円	50,340 円
要介護 4	1,604 円							1,818 円	54,540 円
要介護 5	1,742 円							1,956 円	58,680 円

≪ 3 割負担 ≫ (単位：円)

介護度	介護費	加算						利用料 1 日	利用料 31 日
		日常生活 継続支援 (Ⅰ)	看護体制 (Ⅰ.Ⅱ) □	夜勤職員 配置 (Ⅲ) □	個別機能 訓練 (Ⅰ)	精神科医 療養指導	障害者生 活支援体 制 (Ⅰ)		
要介護 1	1,767 円	108 円	36 円	48 円	36 円	15 円	78 円	2,088 円	62,640 円
要介護 2	1,977 円							2,298 円	68,940 円
要介護 3	2,196 円							2,517 円	75,510 円
要介護 4	2,406 円							2,727 円	81,810 円
要介護 5	2,613 円							2,934 円	88,020 円

【初回加算】

	1 割	2 割	3 割
要介護 1～5	30 円/日	60 円/日	90 円/日

・入所した日から起算して 30 日以内について、1 日につき上記の金額を加算します。また、30 日を越える病院又は診療所への入院後に再び入所した場合も同様とします。

【安全対策体制加算】

	1 割	2 割	3 割
要介護 1 ～ 5	20 円/回	40 円/回	60 円/回

- ・外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備しています。入所時に 1 回に限り算定します。

【日常生活継続支援加算（Ⅰ）】

	1 割	2 割	3 割
要介護 1 ～ 5	36 円/日	72 円/日	108 円/日

- ・算定日の属する月の前 6 か月間又は前 12 か月間における新規入所者の総数のうち、要介護 4 又は 5 の占める割合が 70%以上又は、日常生活自立度がⅢ～Ⅳの占める割合が 65%以上。経管栄養、たん吸引等が必要な者の占める割合が 15%以上であること。介護福祉士を入所者 6 名に対し 1 名以上配置しています。

【外泊時費用】

	1 割	2 割	3 割
要介護 1 ～ 5	246 円/日	492 円/日	738 円/日

- ・病院又は診療所への入院を要した場合及び居宅での外泊を認めた場合は、1 月に 6 日を限度として算定します。ただし外泊の初日及び最終日は算定しません。

【看護体制加算（Ⅰ）ロ・（Ⅱ）ロ】

	1 割	2 割	3 割
要介護 1 ～ 5	12 円/日	24 円/日	36 円/日

- ① 看護体制加算（Ⅰ）ロ……1 日につき 4 円 ・常勤の看護職員を 1 名以上配置しています。
- ② 看護体制加算（Ⅱ）ロ……1 日につき 8 円 ・看護職員を常勤換算方法で、入所者 25 名に 1 名以上配置し、配置基準よりも 1 名以上多く配置しています。看護職員により、24 時間連絡体制を確保し、健康上の管理等を行う体制を確保しています。

【個別機能訓練加算（Ⅰ）】

	1 割	2 割	3 割
要介護 1 ～ 5	12 円/日	24 円/日	36 円/日

- ・常勤専従の機能訓練指導員及び多職種協働により個別に機能訓練を行います。

【個別機能訓練加算（Ⅱ）】

	1 割	2 割	3 割
要介護 1 ～ 5	20 円/月	40 円/月	60 円/月

- ・個別機能訓練計画書の情報を厚生労働省に提出し、サービスを提供するにあたって必要な情報を活用し、適切かつ有効に実施した場合に算定します。

【障害者生活支援体制加算（Ⅰ）】

	1 割	2 割	3 割
要介護 1 ～ 5	26 円/日	52 円/日	78 円/日

- ・視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者又は重度の知的障害者若しくは精神障害者の施設入所にあたって、職務に従事する常勤の障害者生活支援員を 1 名以上配置しています。

【夜勤職員配置加算（Ⅲロ）】

	1 割	2 割	3 割
要介護 1 ～ 5	16 円/日	32 円/日	48 円/日

・施設が定める夜勤時間帯に、基準の介護職員又は看護職員数より 1 名以上多く配置しています。夜勤体制を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施できる職員を配置しています。

【口腔衛生管理加算（Ⅰ）】

	1 割	2 割	3 割
要介護 1 ～ 5	90 円/月	180 円/月	270 円/月

・歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して、口腔ケアを月 2 回以上おこなった場合に加算。

【認知症チームケア推進加算（Ⅰ）】

	1 割	2 割	3 割
要介護 1 ～ 5	150 円/月	300 円/月	450 円/月

・算定日の属する月の前 3 か月間における入所者の総数のうち、日常生活自立度Ⅱ～Ⅳの占める割合が 50% 以上であること。認知症介護指導者養成研修及び認知症チームケア推進研修修了者を 1 名以上配置します。認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについてのカンファレンスの開催をします。

【精神科医療養指導加算】

	1 割	2 割	3 割
要介護 1 ～ 5	5 円/日	10 円/日	15 円/日

・精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月 2 回以上行われています。

【経口維持加算（Ⅰ）】

	1 割	2 割	3 割
要介護 1 ～ 5	400 円/月	800 円/月	1,200 円/月

・経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、経口による継続的な食事の摂取を進めた場合に算定します。

【経口維持加算（Ⅱ）】

	1 割	2 割	3 割
要介護 1 ～ 5	100 円/月	200 円/月	300 円/月

・協力歯科医療機関を定めて、経口維持加算（Ⅰ）を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合に算定します。

【療養食加算】

	1 割	2 割	3 割
要介護 1 ～ 5	6 円/回	12 円/回	18 円/回

・医師の食事箋に基づく腎臓病や糖尿病などの提供を行った場合に加算の算定となります。

【褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）】

	1 割	2 割	3 割
要介護 1 ～ 5	3 円/月	6 円/月	9 円/月

・入所者等ごとに褥瘡の発生と関連あるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも三月に一回、評価を行ない褥瘡の管理に当たった場合に算定します。

【排せつ支援加算（Ⅰ）】

	1 割	2 割	3 割
要介護 1 ～ 5	10 円/月	20 円/月	30 円/月

・入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも三月に一回、評価を行い、排せつの支援に当たった場合に算定します。

【ADL維持等加算（Ⅰ）】

	1 割	2 割	3 割
要介護 1 ～ 5	30 円/月	60 円/月	90 円/月

【ADL維持等加算（Ⅱ）】

	1 割	2 割	3 割
要介護 1 ～ 5	60 円/月	120 円/月	180 円/月

・入所者の自立支援・重度化防止に繋がるサービスの提供を事業所へ促すインセンティブとして、評価期間の中でADLの維持または改善の度合いが一定の水準を超えている場合に算定します。

【科学的介護推進体制加算（Ⅰ）】

	1 割	2 割	3 割
要介護 1 ～ 5	40 円/月	80 円/月	120 円/月

・入所者ごとの心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たって、情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していることにより算定します。

【生産性向上推進体制加算（Ⅱ）】

	1 割	2 割	3 割
要介護 1 ～ 5	10 円/月	20 円/月	30 円/月

・入所者の安全、サービスの質の確保、職員の負担軽減を図るための委員会の開催や安全対策を講じるとともに、ICT 機器を活用した施設の生産性向上の取り組みを厚生労働省に提出し評価を受けることにより算定します。

【協力医療機関連携加算】

	1 割	2 割	3 割
要介護 1 ～ 5	50 円/月	100 円/月	150 円/月

・高齢者施設等と協力医療機関との実効性のある連携体制を構築して、入所者の急変時等に備えた関係者間の平時からの連携を強化するため、入所者の病歴等の情報共有や急変時における対応の確認等を行う会議を定期的に開催します。

【看取り介護加算（Ⅰ）】

		1 割	2 割	3 割
要介護 1 ～ 5	死亡日前の 31 日以上 45 日以下	72 円/日	144 円/日	216 円/日
	死亡日前の 4 日以上 30 日以下	144 円/日	288 円/日	432 円/日
	死亡日の 前日及び前々日	680 円/日	1,360 円/日	2,040 円/日
	死亡日	1,280 円/日	2,560 円/日	3,840 円/日

・本人又は家族等の同意を得ながら看取り看護を行った場合に、死亡前 45 日を限度として、死亡月に算定します。

ア 介護保険給付対象サービス料金	【介護職員処遇改善加算（Ⅰロ）】 ・介護従事者の人材確保を更に進め、介護現場で働く方々のベースアップとつながることを目的に、基本サービス費に各種加算減算を加えた１月当たりの総単位数にサービス別加算（介護老人福祉施設 17.6％）乗じた単位数を加算します。 【身体拘束廃止未実施減算】…１日につき 10％減算 ・身体拘束等の適正化のための指針を整備し、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催。結果を介護職員その他従事者に周知徹底を図る。介護職員その他従事者に対し、研修会を定期的に実施する以上の条件を満たさなければ減算となります。 【高齢者虐待防止措置未実施減算】…１日につき 1％減算 ・高齢者虐待防止のための指針を整備し、実施するための担当者を配置。担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する以上の条件を満たさなければ減算となります。 【業務継続計画未策定減算】…１日につき 3％減算 ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護老人福祉施設の提供を継続的に実施するための、計画を策定し、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する以上を満たさなければ減算となります。 ※介護福祉施設サービス費は、施設基準第四十八号に従い、算定します。 ※施設介護サービス費が法定代理受領サービスであるときに入所者が支払う額は利用料の１～３割の額とします。介護保険の給付限度内であれば、入所者の負担額は介護サービス料金の１～３割です。
イ 介護保険給付対象の主なサービス	(ア)入 浴 特浴(寝たままに入れる風呂)と一般浴及びチェア浴があり、原則として週２回の入浴又は清拭を行います。 (イ)排 泄 おむつの随時交換、並びに随時介助を行います。個別のカーテンを使用し、プライバシーの保護には十分配慮します。特に、自立排泄が可能となるように援助し、おむつは極力最後の手段とします。 (ウ)離 床 ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 (エ)・嘱託医師による内科は週１回、精神科月２回、整形外科月１回の診療、歯科は必要に応じて診療日を受け、健康管理に勤めます。 ・緊急等必要な場合には、同一法人である山形済生病院又は、他総合病院等に責任を持って引継ぎます。 ・入所者が外部の医療機関に通院する場合には、その送迎及び介助等を行います。 (オ)相談及び援助 入所者及びその家族等からの相談については、誠意をもって対応し、可能な限り必要な援助を行うように努めます。 (カ)社会生活上の便宜 ・入所者のため適宜レクリエーション行事を実施します。 ・入所者が日常生活を営むに必要な行政機関に対する手続きが必要な場合、入所者及び家族の状況によっては、その代行をします。 ・常に入所者の家族との連携を図る共に入所者とその家族との交流の機会を確保するよう努力します。

(2) 介護保険給付対象外(自己負担)となるサービス

次に掲げるものは実費を負担して頂きます。

但し、負担限度額認定を受けている方は、負担限度額認定証に記載されている（下記参照）が一日あたりの支払い上限額になります。

【従来型個室】

	食費	居住費	利用料 (1日)	利用料 (30日)
第1段階(生保・福祉年金等)	300	320	620	18,600
第2段階(年金等 82.65 円以下)	390	480	870	26,100
第3段階 ① (年金等 82.65 万円超 120 万円以下)	680	880	1,560	46,800
第3段階 ② (年金等 120 万円超)	1,420	980	2,400	72,000
基準費用額	1,545	1,231	2,776	83,280

【多床室】

	食費	居住費	利用料 (1日)	利用料 (30日)
第1段階(生保・福祉年金等)	300	0	300	9,000
第2段階(年金等 82.65 万円以下)	390	430	820	24,600
第3段階 ① (年金等 82.65 万円超 120 万円以下)	680	430	1,110	33,000
第3段階 ② (年金等 120 万円超)	1,420	530	1,950	58,500
基準費用額	1,545	915	2,460	73,800

※基準費用額対象者については別途 食費 70 円/1 日、居住費 100 円/1 日のご負担をお願いしております。

・介護保険負担限度額認定の軽減の対象となる要件

(ア) 本人を含む世帯全員の市町村民税が非課税であること。

(イ) 世帯分離している配偶者の市町村民税が非課税であること。

(ウ) 利用者負担段階に応じて、単身または夫婦で預貯金等（現金、有価証券なども含む）の総額が上限を超えていないこと。

ア 介護保険給付対象外料金

次に掲げるものは実費を負担して頂きます。

ア 出納管理費(預り金・貴重品等管理)(月額)	2,000 円
イ 理 美 容 代	実費
ウ 行 事 参 加 費	実費
エ 日常生活品にかかる費用	実費

イ 介護保険給付対象外の主なサービス	(ア)食 事 食事は、栄養並びに本人の身体の状態及び嗜好を考慮し、普通食・粥食・ミキサー食・おかずの刻み食等配慮します。又、自立支援の為に離床を促し食堂で食事を取って頂くことを原則とします。 ・食事時間 <table border="1" data-bbox="461 376 850 499"> <tr> <td>朝 食</td><td>8 時 0 0 分</td></tr> <tr> <td>昼 食</td><td>1 2 時 0 0 分</td></tr> <tr> <td>夕 食</td><td>1 7 時 1 5 分</td></tr> </table> (イ)理美容 ・理容は、週 1 回(水曜日)業者の出張サービスによる理髪を行います。 ・美容は随時、業者の出張サービスによる美髪を行います。 (ウ)日常生活品の購入。 ・入所者及び家族が自ら購入が困難である場合は、施設が購入代行サービスを行います。 (エ)行 事 ・行事及びレクリエーション活動を定期的或いは随時実施します。 (オ)貴重品管理 ・入居者された方に係る年金等金銭管理につきましては、「ながまち荘入所預り金管理要綱」に基づき、保管管理者である施設長をもって管理します。 ・管理する金銭等の形態 Ⅰ 指定する「山形銀行馬見ヶ崎支店、山形北営業部」の預金通帳に預け入れるものを当施設で管理します。 Ⅱ 預かるもの 預金通帳、印鑑、年金証書、健康保険証類等 注 1 預かり金の管理上キャッシュカードは作成致しません。 注 2 現金でのお預かりはしておりません。	朝 食	8 時 0 0 分	昼 食	1 2 時 0 0 分	夕 食	1 7 時 1 5 分
朝 食	8 時 0 0 分						
昼 食	1 2 時 0 0 分						
夕 食	1 7 時 1 5 分						
(3)消費税	介護保険給付対象外の自己負担(食費、居住費、出納管理費以外)については、別途消費税がかかります。						
(4)利用料金の改定	ア 介護保険給付対象のサービス利用料金については、介護給付費体系の変更があった場合には、変更になります。 イ 介護保険給付対象外のサービス利用料金については、経済状況の著しい変更その他やむを得ない事由がある場合には、事前に説明したうえで、利用料金を変更することがあります。						
13 施設と家族、地域との交流							
(1)家族会	入所者の家族等で組織する「ながまち荘家族会」があります。家族等との交流の場として随時、家族会活動を実施します。						
(2)ボランティア・実習生の受容	定期的及び随時ボランティア・実習生の受け入れを行っています。ご理解とご協力をお願い致します。						
14 医療機関							
(1)医療を必要とする場合の処遇	医療を必要とする場合は、次の協力病院等において、診療を受けて頂きます。 ・山形済生病院(協力病院) 内科(嘱託医)、整形外科 ・二本松会山形さくら町病院 精神・神経科 ・大沼歯科医院						
(2)入院を必要とする場合の対応、入院期間中の取扱い	ア 本人に入院治療が必要となった場合には、病院若しくは診療所又は介護老人保険施設を紹介します。なお、ベッドの空き状況により、紹介先の施設に入院、入所できない場合があります。 イ 入所者が連続して3ヶ月以上病院又は診療所に入院した場合には、契約が解約になります。						

15 緊急時等における対応方法			
職員は指定介護福祉サービスを実施中に、入所者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は協力病院での診察等の措置を講じ家族等へ連絡するものとする。			
16 非常災害時の対応			
(1)非常時の対応	・別に定める「ながまち荘消防防災計画」に定めるところにより対応します。 ・消防計画に基づき、消防本部および地区消防団の指導・協力を得て、消防訓練・避難訓練等を行います。また、有事に備え、地域の応援・協力を得ます。 ・地震、風水害を想定した防災訓練・避難訓練等を行います。		
(2)近隣との協力	自主防災会協力員の支援を受けております。		
17 秘密保持	正当な理由なく、その業務上知り得た入所又はその家族の秘密を第三者へ漏らしません。この取扱は契約終了後も同様とします。		
18 相談窓口			
(1)指定介護老人福祉施設ながまち荘	担 当 者	主任生活相談員 安井 健	
	受 付 時 間	月～金曜日 午前9時00分 ～ 午後5時00分 但し国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日～1月3日を除く	
	電 話 番 号	023(684)2391	
(2)山形市役所指導監査課	所 在 地	山形市旅籠町二丁目3番25号	
	電 話 番 号	023(641)1212(代)	
	ファクシミリ番号	023(624)8892	
	利 用 時 間	月～金曜日 午前8時30分 ～ 午後5時15分 但し国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日～1月3日を除く	
(3)山形県国民健康保険団体連合会	所 在 地	寒河江市大字寒河江字久保6番地	
	電 話 番 号	0237(87)8006(苦情・相談専用)	
	ファクシミリ番号	0237(83)3354(苦情・相談専用)	
	利 用 時 間	月～金曜日 午前9時 ～ 午後4時 但し国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日～1月3日を除く	
※お住まいの市町村の介護保険担当者にご相談できます。			
19 苦情解決体制			
(1)苦情解決責任者	山形県済生会医療福祉センター	担 当 者	支部長 鈴木 光弘
		所 在 地	山形市沖町79番地の1
		電 話 番 号	023(682)1131
		ファクシミリ番号	023(682)1132
		受 付 時 間	月～金曜日 午前9時00分 ～ 午後5時00分 但し国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日～1月3日を除く
	ながまち荘	担 当 者	施設長 岩崎 勝也
		所 在 地	山形市長町751番地
		電 話 番 号	023(684)2391
		ファクシミリ番号	023(684)2394
		受 付 時 間	月～金曜日 午前8時30分 ～ 午後5時30分 但し国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日～1月3日を除く
(2)苦情受付担当者	山形県済生会医療福祉センター	担 当 者	事務局長 長岡 淳司
		所 在 地	山形市沖町79番地の1
		電 話 番 号	023(682)1131
		ファクシミリ番号	023(682)1132
		受 付 時 間	月～金曜日 午前9時00分 ～ 午後5時00分 但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く

(2) 苦情受付担当者	ながまち荘	担 当 者	業務主査 清野 哲也
		所 在 地	山形市長町7 5 1 番地
		電 話 番 号	0 2 3 (6 8 4) 2 3 9 1
		ファクシミリ番号	0 2 3 (6 8 4) 2 3 9 4
		受 付 時 間	月～金曜日 午前8時30分 ～ 午後5時30分 但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く
(3) 第三者委員	鈴木 弥夫 (すずき ひさお)	連絡先 (苦情申出先) soudan@yamagata-saiseikai.org	
	飯澤 ひろみ (いいざわ ひろみ)		
	芳賀 豊松 (はが とよまつ)		
苦情発生と苦情・処理の対応	・苦情発生の際は苦情受付担当者が受付を行い、受け付けた苦情及びその改善状況等について苦情解決責任者、第三者委員へ報告を行います。 ・苦情受付についてはながまち荘、山形県済生会医療福祉センターに設置いたします。 ・苦情解決責任者は苦情申出人と解決が図れるように努めます。 ・第三者委員は苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進する役割を担います。 ・その他については山形県済生会苦情解決規定に基づき対応いたします。		
20 事故発生の防止及び発生時の対応	・事故発生の防止及び発生時の対応のために、安全管理指針、事故発生時の対応マニュアルを整備します。定期的な委員会及び職員に対する研修を、実施します。 ・事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備します。それに伴う安全対策体制のための担当者を設置します。 ・入所者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、入所者に対する事業の提供により損害を与えたときは、その損害を速やかに賠償します。 ・事故発生時においては、別に定める『ながまち荘事故発生時の対応マニュアル』に定めるところにより、対応いたします。		
21 虐待防止のための措置	・虐待の防止のための指針を整備し、対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。 ・職員に対し、虐待の防止のための研修を、定期的実施します。 ・上記措置を適切に実施するための担当者を設置します。 ・虐待が発生した場合、高齢者虐待対応マニュアルに沿って迅速に虐待行為の解消・解決を図り、再発防止に向けた対策を行う。		
22 業務継続計画の策定	・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護老人福祉施設の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置をおこないます。 ・担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。 ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。		
23 当施設利用の留意事項			
(1) 面会	・面会時間は特に設けていませんが、午前10時から午後4時までをお願いします。 ・面会のときは、事務室前にある面会カードに氏名等をご記入のうえ、介護員室(介護員・看護師・生活相談員)に声をかけてから、居室にお入りください。 ・風邪、その他の感染症にかかっている方は、ご遠慮ください。 ・食べ物の持ち込みは、必ず担当介護員に相談ください。又、飲み込みの悪い入所者も生活しておりますので、他の人に対して持ち込み、おすそ分け等のご遠慮下さい。		
(2) 外出	医師から外出を禁じられている場合を除いて、特に制限はありません。事前に担当介護員に届けてください。原則として、家族の付き添いが必要です。		

(3) 居室・設備器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償して頂くことがあります。
(4) 喫煙・飲酒	敷地内禁煙となっております。飲酒についてはご相談ください。
(5) 迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。又、むやみに他の入所者の居室などに立ち入らないようにしてください。 無許可での動画撮影、録音をご遠慮ください。SNS等への投稿は禁止させていただきます。
(6) 宗教活動等	施設内で他の入所者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
(7) 動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
(8) 遺体安置	帰来先がない方に対して遺体を一時的に安置いたします。
(9) 第三者評価の受審について	山形県福祉サービス第三者評価事業実施要綱第6の2に基づき以下の通り受審しています。 ・平成20年2月21日 社会福祉法人山形県社会福祉協議会より受審 ・平成23年5月10日 株式会社福祉工房より受審 ・平成26年3月24日 株式会社福祉工房より受審

令和 年 月 日

介護福祉施設サービスの提供開始に当たり、入所者及び代理人に対して本書に基づいて重要事項を説明しました。

名 称 指定介護老人福祉施設ながまち荘
住 所 山形市長町751番地

説明者 職 名 生活相談員
氏 名 大波 孝至 ㊟

私は、本書面により、事業者から介護福祉施設サービスについての重要事項の説明を受けて同意し、受領しました。

利用者 住 所
氏 名 ㊟

代理人 住 所
氏 名 ㊟